

第6回大阪市市民活動推進審議会

日時 平成21年3月23日(月)午後3時～午後5時

場所 大阪市役所 P1会議室

《出席委員》(委員・五十音順)

相川委員 新崎委員 有田委員 楠委員 坂委員 早瀬委員 廣田委員
松浦委員 三木委員 矢田貝委員 山内委員

《本市出席者》市民局長 市民活動担当部長 市民活動担当課長 区政支援担当課長代理
市民活動担当係長

《傍聴状況》傍聴なし

《当日資料》資料1～7

●開会

(資料の確認)

(出席委員の紹介)

(大阪市の出席者紹介)

●市民局長あいさつ

(市民局長)

大阪市市民活動推進審議会の開催にあたり、私のほうより、一言ごあいさつ申し上げます。

本審議会委員の皆様には、平素より大阪市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また、このたびはご多用のところ、本審議会委員を快くお引き受けいただき誠にありがとうございます。

平松市長が就任して以来、機会あるごとに「元気な大阪をつくりたい」と言い、「元気アップ大阪」を言い続けてきました。元気な大阪の実現に向け、昨年秋「『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」を作成・公表しました。このビジョンでは、みんなが一番住みたいと思うまちを、市民の皆さんと一緒に作っていきたいと考えております。これを実現するために「協働」をキーワードに、「協働」による市民の力を地域の力として、市民の皆さんと行政と一緒に大阪を元気なまちにしていきたいと目指して行くものであります。

大阪市でも、これまでボランティア情報センターの開設や市民活動推進基金の設置をはじめ各種の市民活動推進施策を展開し、市民活動への支援や市民活動団体との協働に取り組んでまいりました。

しかしながら、ビジョンにかかげております協働を進めるためには、これまで以上に市民の皆さんと行政がそれぞれの立場や役割を理解し、対等なパートナーシップの元で、連携協力して取り組むことが重要であります。そのためには、市民活動団体への支援あるいは市民活動団体との協働に対する取組みを進めていくことが課題だと考えております。

ただ、残念なことに本市での市民協働の取組みは、まだまだ未成熟な関係であり、職員・大阪市という組織の間で、市民協働というのはどうやっていったらいいのか、どうあるべきなのかといったことが十分に構築されていないというふうに考えております。

本日お集まりの皆様におかれましては、大阪の市民活動団体の支援を中核で支援されてきたと認識しております。これまで支援されてきた実績や専門的な知識や豊富な経験をこの審議会での議論にいかしていただきまして、元気な大阪を実現するための貴重なご意見を賜りますようお願い申しあげまして、私の挨拶といたします。

●会長の選任、会長代理の指名

(司会、市民活動担当部長)

それでは、委員会の審議を進めてまいります。

まず最初に、市民活動推進審議会の会長の選任をお願いしてまいりたいと存じます。会長の選任につきましては、資料1にあります「大阪市市民活動推進審議会規則」の第2条第1項の規定によりまして、委員の皆様方の互選によるということになっており、ご推挙いただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

(有田委員)

前回からの継続案件もあるかと存じますので、山内先生をお願いしたいと思えます。

(司会、市民活動担当部長)

有田委員から、山内委員に会長をお願いするというご意見でしたが、ほかにご意見ございませんでしょうか。ご意見ございませんようでしたら、山内委員をお願いするというところで、皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(司会、市民活動担当部長)

ありがとうございました。これまでの審議会でのご尽力に加えての、引き続きのご依頼となりますが、何卒、よろしく願いいたします。

それでは、山内会長には、会長席へお移り願いたいと思えます。山内会長から、ひとことご挨拶を頂戴したしまして、その後に議事をとり進めていただきたいと存じます。

それでは、よろしく願いします。

(山内会長)

山内です。私はこの審議会の第1期の会長も勤めさせていただきまして、そのときに審議会では非常に中身の濃い意見を出していただきまして、いろいろと建設的な提言もさせていただいたのですが、その後、今日まで実質2年間休眠状態になっておりまして、私も第1期の審議会での議論したことが政策として実現しているか見届ける責任があったと反省しておりまして、そういうことから第2期の会長を引き受けるべきかというところは若干悩むところがあるのですが、第1期のメンバーの一人として責任を取れという意味ではないかと考えまして、引き受けさせていただいたというところでありまして。今回は前回のようなことがないように皆さんの議論していただいたことが、確実に施策として実現する

ように審議会として単に見守るということではなくて、実現するような仕組みも考えていなければいけないのではないかと考えております。そういう仕組みも含めて皆さん一緒に議論していただければと考えております。よろしく申し上げます。

それでは、これからの司会は私のほうでさせていただきます。

ではまず、最初に審議会の規定の中に会長の代理を指名するということがありまして、私は本業が研究者でありますので、大阪市の市民活動について実際に現場で長らく携わっておられ、意識・経験が豊富であられる、大阪市ボランティア協会常務理事・事務局長の早瀬委員にお願いしたいと思っておりますが、皆様、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(山内会長)

ありがとうございます。それでは早瀬委員よろしく申し上げます。

それでは一言ごあいさついただければ。

(早瀬会長代理)

ただいま、会長代理に指名されました早瀬でございます。委員のひとりとして議論させていただきたいと思っております。

(山内会長)

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

今後の審議会の運営については、「大阪市審議会等の設置及び運営に関する指針」に則り、原則公開することとされていますが、傍聴人の皆様へ、ご配慮いただきたいことについて、事務局よりご説明をお願いします。

(市民活動担当課長)

お手元の資料3の「審議会の設置及び運営に関する指針」につきまして、簡単にご説明させていただきます。

第6「審議会等への市民の意見・要望の反映」につきましては、最終的な意思決定の前に市民に対し案を公表しそれに対する意見・要望を考慮して審議を行うなどということになっております。本審議会につきましても、提言あるいは答申をいただきます際には、パブリックコメント・フォーラムなどを開催し、市民の皆様の意見を広くいただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

また、2名の市民公募委員の皆様にも入っていただいております。

第7「審議会等の公開」にありますとおり、本審議会につきましては原則公開としております。また、2「公開の方法」にありますとおり、本日委員の皆様にもお渡ししております資料は、傍聴の皆様のお手元にお配りしております。それから、傍聴にかかる遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとしております。また、報道機関の取材に対しまして、配慮することになっておりますので、取材につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

本審議会については、発言内容の要旨、発言者氏名まで記録された会議録及び答申を記

載した書面を発言者の氏名も含めまして、公表されるという旨をご理解いただきたいと思います。

なお、資料の「審議会の傍聴要領」ですが、10名まで傍聴できることとなっております。また、審議会の会議の中では禁煙となっておりますので、よろしく願います。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。傍聴の皆さまには審議会の会議につきまして、会長又は事務局に従っていただくことになっておりますのでご協力をお願いいたします。以上でございます。よろしく願います。

(山内会長)

他の審議会と基本的に同じルールに従って発言者氏名も公表されるということですが、忌憚のないご意見をいただきたいと思います。

では、次の議事に移りまして、当審議会は資料4-1の「大阪市市民活動推進条例」の第12条により、大阪市長の諮問に応じて調査審議することとされています。まずは、諮問事項について、ご説明を受けてまいりたいと思います。

(市民局長)

それでは、私から「諮問書」を読み上げさせていただきます。

大阪市における市民活動推進の施策について（諮問）

元気な大阪のまちづくりに向け、多様な地域課題に適確に対応し、個性豊かで活力に満ちた魅力ある地域社会を築くためには、行政主導による取り組みから、市民が自らまちづくりの担い手となり、市民と行政が共に考え、共に取り組む市民協働へ移行していくことが求められています。

このような状況において大阪市では、自主的な市民活動を一層促進するとともに、市民協働の推進などの多様な施策を総合的かつ計画的に展開していくことを決意し「大阪市市民活動推進条例」を制定してきたものであります。

これらの考え方に基きまして、大阪市全体において市民、市民活動団体及び事業者との協働の機会の拡大を図るため、市民活動団体等と行政の協働の推進の指針等市民活動の幅広い推進策について大阪市市民活動推進条例（平成18年3月31日条例第19号）第12条第2項の規定に基づき諮問します。

以上でございます。よろしく願います。

(山内会長)

ただいま、市長からの諮問をお受けしましたが、諮問事項について、背景や審議の論点などについてのお考えもお聞かせいただければと思います。

(市民局長)

諮問の背景と課題につきまして説明させていただきます。

先ほども「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンについてご説明したところでありますが、大阪市では市民との協働が市政における最重点課題の一つと位置づけられているところでございます。これまでも市民活動推進条例の制定や市民活動推進基金の設置などさ

まざまな事業を進めてまいりました。この点については、後ほど事務局よりご説明させていただきます。

条例の施行から約3年が経過しており、この間先ほど会長からもありましたように、我々も課題に対し十分取り組んできたかと言われれば、事業をする中で色々な課題が見えてきたところでもあります。その中でやはり市民活動団体との協働ということで、大阪市の職員の意識が委託をお願いしているような傾向、あるいは事業を企画する段階で市民の方とコミュニケーションが図られているのかどうか、また行政で企画して決まったものをお願いしているという部分があり、そういった意味で対等な立場で連携協力といった意識が定着していない状況であると認識しています。また、職員の協力に対する実戦経験も乏しいというのが現状かと考えております。

そういった中で、市民活動団体との協働を進めていく中で、お互いにルールを定めて多くの実践を積んでいかなければならないと考えております。今回諮問にもありました市民活動団体と行政との協働の推進指針といったようなものも定めていかなければいけないと考えております。

さらに情報の広がり、市民活動団体のレベルに応じた支援や環境整備の必要性も課題としてあるところでもあります。このような事業のあり方につきましても幅広く審議いただきまして、提言をもとにこれからの2年間で本市の市民活動団体への支援方針を体系的に取りまとめたいと考えております。

また、これまで行政主体になりがちであった取り組みから、ともに考えともに取り組むといった市民との協働への移行といったことが重要になっていると考えております。多様な組織が一層連携協力していくプラットフォームと申しますか、「ローカルコンパクト」のような仕組みも視野に入れながら市民活動団体の自律性の向上、ネットワークの形成、中間支援組織の役割りというのも、どうあるべきかというのもご議論いただければと考えております。そのために、市民活動団体、中間支援組織、また行政などそれぞれのポジションについて強化策、連携策について具体策をご審議いただけたらと思います。私のほうからは以上でございます。よろしく願いいたします。

(山内会長)

ありがとうございました。

今後、審議を進めていくうえで、新任の委員の方もおられますので、この間の大阪市における市民活動施策について、現状の把握をしておく必要があると思います。そこで事務局より「市民活動推進条例」に基づく取り組みの現状につきましてご報告をお受けした後、委員の皆様からご意見をいただいきたいと思っておりますのでよろしく願いします。

(市民活動担当課長)

それでは、お手元の資料に沿って、これまでの経過と取り組み及び本市の市民協働を取り巻く状況や市民協働に関連した21年度予算の概要などにつきまして、私よりご説明申しあげます。

まずはじめに、本日は6名の委員の皆様方が新たにご就任いただいておりますので、継

続してご就任いただきました委員の皆様には、すでにご存じの内容かと存じますが、これまでの本審議会設置に至る経過を簡単にご説明申し上げます。

まず、資料4-2の「大阪市市民公益活動推進指針」をご覧ください。1ページ目の「指針の策定にあたって」で述べられていますが、平成7年の阪神・淡路大震災でのボランティアのめざましい活躍は、ボランティア活動の重要性や意義を市民に強く印象づけ、ボランティア活動に対する期待や関心が高まり、こうしたことから大阪市では、平成11年2月に「市民のボランティア活動支援指針」を策定し、市民活動への支援施策を本格化いたしました。

一方、NPOの自由で健全な活動を促進し、公益の増進を図ることを目的に特定非営利活動促進法(NPO法)が平成10年12月に施行され、本市においてもNPOなど市民活動団体に対する具体的な支援方策を示した「市民公益活動推進指針」を平成13年2月に策定しました。

先の「市民のボランティア活動支援指針」が主として個人のボランティア活動への支援を示しておりましたが、「市民公益活動推進指針」は、ボランティア活動と個々のボランティアの活動の場を提供する組織体であるNPOの活動も含めた市民公益活動を推進することを目的に策定されました。

大阪市では、この指針に基づき、平成13年度からNPO等の事務所賃借料の助成や支援講座あるいはコンサルタント派遣事業などの、市民活動団体の育成支援事業を行ってまいりました。

次に、資料4-3の「市民活動楽市楽座をめざしてー市民活動と行政の協働推進のための提言ー(概要)」をご覧ください。

本提言は、平成17年6月「大阪市市民活動推進懇話会」により、公共活動のもう一つの担い手である市民活動団体の活動を支援・推進し、行政との協働を促進するための施策として、市民活動を楽市楽座になぞらえて、大阪市を市民活動の中心拠点としていく原動力にし、大阪らしい市民活動の推進を図ることを目指してまとめられました。これまで、本市での市民活動支援や市民協働の取り組みは、主に本提言に基づいて進めてまいりました。

本提言では、市民活動の定義や特性、行政との協働推進の意義や理念・原則を示したうえで、具体の施策として5つの推進施策が示されています。その概要につきましては、資料の最後につけておりますA3版の図をご覧ください。

また、提言では、市民活動を推進するという行政責任を市民に対して明確にし、市民に根付いた、市民にとってわかりやすい市民活動を推進していくため、今後の市民活動の一層の推進にあたっての基盤づくりとして、自治体の法的なよりどころである条例の制定が非常に有効であると述べられています。

本提言を受け、大阪市では、自主的な市民活動を一層促進するとともに、市民協働の推進などの多様な施策を総合的かつ計画的に展開していくことを決意し、平成18年3月「大阪市市民活動推進条例」を制定いたしました。

本条例につきましては、資料4-1の構成図をご覧ください。条例では、第3条で市民活動の基本理念を示したうえで、第4条から第7条で、大阪市、市民、市民活動団体及び事業者の責務を示しています。

さらに、第8条から第11条では、協働の推進、情報の収集提供、学習の機会の提供、活動場所の提供などの推進すべき基本的な施策を表しています。そして、第12条では、これらの事項について、市長の諮問に応じ調査審議を行う本審議会を設置が規定され、平成18年7月に第1回審議会を開催してまいりました。

それでは、続きまして、大阪市市民活動推進条例に基づき、これまで本市が取り組んでまいりました、具体の事業につきましてご説明申し上げます。

まずはじめに、本審議会において、平成18年度にご審議をいただき、そのご意見に基づき設置いたしました「大阪市市民活動推進基金」についてご説明申し上げます。資料5-1「市民活動推進基金条例」をご覧ください。

本基金は、市民活動団体の市民活動の推進に関する施策の推進を図る資金の蓄積基金として、平成19年3月に設置し、同年7月より基金に対する寄付を募っています。基金の概要につきましては、資料5-4をご覧ください。

基金設置後、市民活動団体への助成を目的とした事業に対し、本日までに8,502,991円のご寄付をいただき、このうち19年度に蓄積された基金3,955,323円を活用し、平成20年度より市民活動団体への事業助成を始めました。

平成20年度助成事業としましては、市民活動推進基金運営委員会の審査を経まして、資料に記載の7団体の事業に対し、合計300万円を補助金として助成しました。

また、平成20年度より市町村への寄付に対し、ふるさと納税制度による税額控除が開始され、昨年春より「地元のために使ってほしい」という区役所への寄付のご希望が寄せられ、市民の皆さんの意思を尊重し、本基金の中に区役所への寄付の受け皿として区役所市民協働型事業枠を設置しました。平成20年11月より本事業枠への寄付の受け入れを開始いたしましたところ、本日までに23,659,842円の寄付が寄せられました。

この寄附金の活用方法につきましては、平成22年度以降となりますが、今後市民活動推進基金運営委員会委員の皆様のご意見を参考に活用の仕組みを検討してまいりますことといたしております。

次に、本市民活動推進基金への企業等団体からの寄付のインセンティブとして、大阪市市民局のホームページ上に企業名等のロゴを貼り付け、ホームページ閲覧者が企業ロゴを1回クリックするごとに、その企業から3円を本基金に寄付いただくクリック募金制度を近々スタートする予定としています。

続きまして、基金以外の本市の市民活動支援あるいは市民協働事業の概要につきまして、ご説明申し上げます。

その前に、参考として大阪市内に事務所を有するNPO法人の数でございますが、資料6-1をご覧ください。

昨年12月末現在で、1602団体となっております。平成14年度から平成17年度

までの4年間は年間の新規認証団体数が200団体を超えておりましたが、平成16年度をピークにその後は減少する傾向にあり、特に20年度は途中までの数字ですが9ヶ月間で32団体と大きく減少しています。しかし、大阪府全体と比較しますと、府全体では2536団体有り、大阪市内に事務所を有するNPO法人の割合は60%強と依然高い割合を示しています。

なお、昨年5月に公表されました国の地方分権推進委員会の第一次勧告では、現在都道府県で認証事務を行っています政令指定都市内に事務所を有するNPO法人に係る認証事務については、政令指定都市に事務移譲する旨の勧告が出され、また大阪府においてもNPO法人認証事務の市町村移譲に積極的で、現在大阪府と大阪市の担当部署間で定例的にNPO法人認証事務について意見交換会を行っています。

次に、資料6-2をご覧ください。

市民活動推進条例の推進すべき基本的な施策に沿って、現在取り組んでいる事業を関連づけて記載したものでございます。それぞれの施策に基づき、具体的に事業を進めてまいっておりますが、右から2列目の枠の中に記載しています内容が、現在市民局を中心に取り組んでいる事業です。個々の事業につきまして、資料に沿ってご説明申し上げます。

資料6-3をご覧ください。大阪市ボランティア情報センターの運営及び事業についてでございますが、大阪市では、NPO・ボランティアの自主性・自発性を尊重しながら、様々な分野のNPO・ボランティア活動の情報提供と相談を行う拠点として、平成10年12月に大阪市社会福祉協議会を運営母体とする「大阪市ボランティア情報センター」を開設しました。

当情報センターでは、ITや情報誌を活用した情報提供事業を始め、NPO・ボランティア活動に関する人材の養成、参加促進、団体間のネットワーク形成及び地域資源のマッチング事業などを行っています。

次に資料6-4をご覧ください。NPOからの公募提案型委託事業でございますが、大阪市の各局各区が抱えています行政課題のうち、市民との協働により、より高い効果が期待できる事業に対し、NPO等から事業企画提案を公募し、外部委員から構成する選定委員会の審査を経て、NPO等と大阪市が協働関係を構築しながら事業実施を行うものです。平成18年度からの3年間でモデル事業として20事業を実施しました。

次に先程「大阪市ボランティア情報センター」の資料にもございました地域貢献活動マッチングシステム運営事業についてでございますが、資料6-5をご覧ください。この事業は「大阪市ボランティア情報センター」と協働し、CSR活動に取り組む企業などと地域貢献活動を行うNPO等のシーズとニーズの需給調整を行い、両者をマッチングさせることで、地域内で資源を循環させることを目的として、本年1月から運用を始めています。本事業では、マッチングのみを行うのではなく、セミナーや企業・NPO・行政等の意見交換会等を開催し、異なるセクターによる支えあうネットワークの構築も目指しています。

次に、資料6-6大阪市コミュニティビジネス支援事業についてでございますが、本事業は市民局と経済局が連携し、コミュニティ事業の立ち上げや事業継続を支援するため、

中間支援組織と協働し、相談アドバイス事業、啓発交流事業、そして事例集の作成などを行っています。また、優れたコミュニティビジネス活動を表彰する「CBチャレンジフォーラム」や「CBフォーラムおおさか（CB・CSOアワードと同時開催）」についても、大阪府や大阪商工会議所等と共催で取り組んでいます。

次に、資料6-7の市民パワー結束・元気創出事業でございますが、この事業は市民や地域団体・NPO等の団体間のネットワークを活かし、地域の魅力の発掘や交流の場作りのほか、各種イベントに地域団体・NPO等が参画し、これらの取り組みをラジオ番組やホームページで広く情報発信することにより、市民の地域への愛着心や市民活動への参加意欲を高めていくことを目指しています。資料の2枚目以降は、平成17年度からラジオ大阪の番組「ピピットおおさか大発見」で取り上げられたNPO等の団体一覧です。

次に、資料の6-8につきましては、地域活動の担い手育成支援に向けた取り組みとして、19年度にアンケート・インタビュー調査を実施し、この調査から「地域活動を担う人材の育成」や「他の地域での取り組み情報」がほしいといった意見が多く寄せられ、まちづくりの楽しさや、地域活動の活性化を目的とした「ええまち読本」を作成しました。

20年度は、この「ええまち読本」を活用し、「地域活動担い手育成のための学習会」と「体験型ファシリテーション実践講座」を市内全区の24区で実施しました。今後は、区単位から地域単位で、こうした講習会が地域の皆さんの主体的な取り組みとして開催できるよう、区役所や区コミュニティ協会とより一層連携した取り組みにまいります。

次に、資料6-9ですが、現在大阪市のホームページに掲載しています地域活動に役立つ大阪市の支援情報の一覧です。ほとんどの事業部局と24区役所での222件の支援情報を一元的に情報発信しています。

ここまでの、主に市民局が中心となって取り組んでいます市民活動支援事業と市民協働による事業について、ご紹介させていただきました。

次に、資料6-10につきましては、『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン(案)』の概要でございます。この政策推進ビジョンでは、大阪のまちづくりの一番大きな方向性として、「大都市、そしていちばん住みたいまちへ」を掲げています。

そして、そのための方策として、『3つの柱』をたてております

1つ目の柱として、市民の皆さんとともに進める「協働」を、ムーブメントに高めていくことを掲げ、その象徴的な取組みとして、「街頭犯罪の発生件数ワースト1の返上」、「放置自転車台数ワースト1の返上」、「ごみ減量の取組みの徹底」の3つの取組みを推進することとしています。

2つ目の柱は、「元気な大阪」の基礎をつくることで、そのための「元気アップ推進事業計画」を第1章として取りまとめています。

- ・大阪の経済全体を元気にするためのものづくり企業の『『売り』づくり』の支援や、
- ・身近な地域の文化を発見し育て、大阪の魅力を高める市民協働型「まちあるき」の支援

- ・一人ひとりのこども達の確かな学力と個性を伸ばす教育施策

・見える形で楽しみながらできるヒートアイランド現象の緩和をめざす取組みなどを重点的に進めていくこととしています。

3つ目の柱は「文化」「環境」のまちづくりを進めることとし、そのための「今後のまちづくりの方向性」を第2章として取りまとめています。

中之島エリアに多様な文化・芸術が味わえる「水辺の文化都心」を形成するなど、文化・環境を基盤とした大阪ならではの多彩で厚みのある都市づくりに取り組むこととしています。

そして、21年度予算では、市民協働を反映した予算として、各局各区役所が予算の編成に取り組んできました。

資料6-11は、平成21年度の区役所予算の概要ですが、区予算のポイントは、区役所を、「地域ニーズに迅速・的確に対応する身近なまちづくりの拠点」とし、また「地域活動を支援し、地域課題の解決に市民とともに取り組む協働の拠点」と位置づけた、平成19年3月にまとめました「区政改革基本方針」に基づき、協働を重点に、特色ある地域づくりの推進と区・局連携事業の充実を掲げています。

主要な事業としましては、特色ある地域づくりの事業として、24区で3億9800万円を計上しています。この中には、参画協働の仕組みづくりや区民との協働による取り組みが計上されています。また、区局連携事業では、政策推進ビジョンで掲げています地域防犯や放置自転車対策の取り組みも計上しています。

これらの事業を合わせて、各区の独自取り組みとして自主企画事業の合計4億3500万円を計上しています。4枚目以降に各区の主な事業の概要を記載しています。

また、資料6-12でございますが、先程説明しました区予算を含め本市の市民協働に関連した21年度予算の概要を記載した資料です。

主要な事業として、政策推進ビジョンで取り上げています3つの市民協働の象徴的な取り組みの予算として10億9800万円を計上しています。また、市民協働の仕組みづくりとして、今回の審議会の諮問事項でもございます「協働の推進の指針作り」等で7400万円計上されています。

その他区役所事業や市民局の各種事業など合わせまして、市民協働関連事業予算として約71億円を計上しています。

資料に基づく説明は以上ですが、平松市政が誕生し、1年3ヶ月が経過し、市民との協働が市政運営の柱に位置づけられています。市民との協働を推進するうえで、色々な課題も浮き彫りになっています。

資料6-2の条例と事業の関連図の右端の欄に記載していますが、

1. 市民との対等なパートナーシップを構築し、協働を進めるうえで重要なカギとなる「情報の共有」をどのように図っていくか。
2. また、本市の施策や事業に対し、市民からの政策提言や協働事業の提案を受け入れる、全庁的な協働推進の仕組みをどのようにするのか。
3. そのためには、市民との協働に対する職員の意識の意識改革や協働推進のための意

識醸成をどのように進めるのか。

4. また、信頼ある協働関係を築くには、市民活動団体や中間支援組織と協働を推進する場の環境整備をどのような形で進めるのか。

など多くの課題がありますが、今後本審議会での議論を踏まえ、市民協働による市政の推進に向け、市民と職員の意識の共有化や市民活動の活性化を図りながら、施策や事業を市民協働の視点で体系的に取りまとめていく必要があると考えます。

以上雑ぱくではございましたが、本審議会開催に至るこれまでの本市の取り組み経過と、現在取り組んでいます本市の市民活動支援と市民協働の取り組みの概要につきまして、ご説明させていただきました。

(山内会長)

ありがとうございました。

ただいまのご報告とあわせまして、初めての審議会でもありますので、ご質問なり、また、どういうことをやってこられてきたかということもご意見と合わせてお伺いしたいと思います。それでは、坂委員からお願いできますでしょうか。

(坂委員)

ご紹介いただきました坂でございます。関西電力出身であります。労働組合で20年係わっておりまして、いわゆる現場での立場から発言したいと思います。

説明をお伺いしておりますと、どこがポイントなのかというところがありまして、府や市がやっておられることが広すぎて反対に何をポイントに話をすればいいのかわからない。したがって、この先私たちがやってきた2年前のことから、つなげていくポイントがどこに反映されているのかというものがあれば、分かりやすいかと思えます。

もう一つ、これからはどこが不足しているのかというものがあれば、アンケートなどのデータがあれば、こういう分野を取り組めばいいのではないかというものをはなしできればいいのではないかと考えております。

(楠委員)

楠でございます。私は積水ハウスのCSR室長をしております。社会貢献あるいは自らが健全な会社であるようにといった活動しております。梅田スカイビルに本社がありまして、このスカイビルを舞台に多くの地域貢献活動しております。国際交流や障がい者団体のイベント、スカイビルの中に里山というものをつくりまして、大阪駅前という立地ながら田植えをしたり、子ども達と芋ほりをしたりと活動しております。

私も本委員は初めてでございます。ポイントが良く分からないところであります。何か大阪市らしさとか、大阪市が市民活動の面でこれぞ大阪というもの、他の地域より一歩先んじているものができればと考えております。大阪市では非常にたくさんの市民の皆さんによる活動がされておまして、そういった活動が行政と取り組むことで加速するのが一番であります。テーマによっては他の地域で発信されたり他の地域と協力したりということがあるかとは思いますが、行政が力点をおいておられるベクトルが、あるときは主になりあるときは支援するといった形が見えてくれば、先ほど資料6-2でおっしゃってお

られた市民活動推進の施策が生きてくるのではと思います。

(有田委員)

関西国際交流団体協議会というNPO170団体の事務局の仕事をしております。pia NPOの運営も担っています。先ほど赤尾課長がご説明をされた事業にも携わらせていただいたり、公募あえて応募しなかったりして、市の活動をみてきた立場から申し上げます。

ひとつには、協働についての市の認識が課題かと思えます。市民局はよくわかっておられると思いますが、実際に市の公募事業として出てきますと、NPOの良さが発揮できないような公募の仕方、NPOがもっている情報やネットワークや経験を活かして作りたいのに、条件がものすごく細かく書き込まれていて、単なる下請けになってしまうものが多い。マッチングシステムやコミュニティビジネスというものは成果をあげるためには、1年目は事業を立ち上げて年々発展させていくなど少なくとも3年ぐらいの期間で取り組んでいかないといけないのに、単年度ごとの公募になっている。毎年の公募だと1年目にされた事業のソフトを翌年に他の団体が引き継いでいいものか、私たちの知的財産権がどうなっていくのだろうと不安なところがあります。

応募したいし、団体のミッションにも合っているが、この仕組みでは応募しても良さを発揮できないと思ったことと、NPOは人が財産で、人材やネットワーク、経験を持っているが、それを評価されるものになっていない。人件費をほとんど認めてもらえない。そういう点から、NPOが応募しにくい仕組みだと思っています。協働事業を公募し、NPOと連携していかれるなら、検討していかねばいけないのではないのでしょうか。

2つめには、マッチングシステムの募集で、港区だけ、天王寺区だけならやりたかったのですが、条件は24区でやってくださいということだった。まず一つの地域でやって、成功実績をつくって次に広げていくという考え方をしていただきたかった。初めてのことは全市的でなくてもいいのではないかと思います。

3つめに、区レベルでやっていかれるというのは非常によいことだと思います。24区それぞれ特徴があって、面白いなと思いますし、区の方も前向きになっておられるので、区レベルに権限移譲や予算がついていけばいいなと思っています。

4つめに、市民活動推進という観点からは、外郭団体のありようも考えていかなければならないと思います。NPO法人だけが対象になるのではない。NPOと市が直接協働するものもありますが、財団法人や社協と協働するものもあるだろうと思っていますので、それをどうするかということ。

5つめに、例えば大阪府が人権施策の予算をつけられなかったら、大阪市も予算をつけられない。そうすると、いままで培ってきたものが途絶えてしまう危険性もはらんでいます。府市連携という部分と、府と区別してしが主体性を持っていただくことも検討していただけたらと思います。

(新崎委員)

大阪教育大学で社会福祉、福祉教育を担当しております。私は21年間大阪市内で肢体

不自由児施設で障がいのある子どもさんのソーシャルワーカーをしていたのがスタートです。それから大阪市ボランティア協会のアソシエーターとしてボランティア活動にも携わらせていただきました。そういった中で、今回も審議会の委員の中では福祉という部分からお話をさせていただくことをお許しください。今日のお話の中で3つの点が気になりました。

一つは、現在実際に市民活動を実践されておられる主体性をもった市民への提言を行うアプローチは非常に大切だと思うが、一方で、今、地域福祉の問題もコミュニティ機能の低下、「お互い様」意識がなくなっているなかで、どうやって主体形成を図っていくのかという取組みも非常に重要だと思います。福祉教育であったり、生涯学習といった視点や、市民と市民活動との協働・マッチングの視点が必要ではないかと思います。

2点目は、今お話のあった中では大人の方への施策展開というのはわかったが、これから市民協働とか市民意識を高めるというのには子どもたちの視点から、「大阪すきやねん」という視点を取り組んでいかないといけない。市民協働という話ではあるが、教育委員会との市役所内での協働も非常に重要な課題です。特に学校教育、生涯学習といったところとの協働というのが、必要不可欠ではないかと思います。和歌山県でも学社融合といった言葉で、学校教育と社会教育と一緒に市民社会を作っていくという実践も試みられています。そういう文脈で子どもに対する社会教育・人権教育といったアプローチが少しでも先ほどのご説明の中では聞かれなかったのが、気になる場所です。市民局のような事業部局と学校や教育委員会とはつながりが薄いという部分はよく聞かれますが、それこそ横の重層的なつながりの関係作りをしないと、住民だけに横のつながりを求めてもなかなか実体化しないと思います。

3点目、現在大阪市のボランティア情報センターの運営委員もさせてもらっています。先日も議論があったところですが、地域福祉からの視点でいうと行政区単位での展開でも大きいかなと思います。例えば、連合町会や小学校エリア、コミュニティ単位とか区をもっと色々な細分化できるような視点を持っていただいて、エリア型地域福祉活動である福祉委員や連合・社協の福祉活動と今日議論になっているテーマ型の市民活動をどうマッチングしていくかということが、とても重要なポイントではないかと思います。

ボランティア情報センターの運営委員会の中でも、地域貢献活動のマッチングが広すぎて、全市的なレベルはNPOセンターや大阪ボランティア協会がやっただき、大阪市のボランティア情報センターにおいてのマッチングシステムはもっと区社協とか区レベルでのしっかりとした住民の方とテーマ型との協働に資するようなマッチングが必要ではないかというご意見もでていました。

限られた分野ではありますが、お手伝いできればと思っております。

(相川委員)

相川と申します。今回初めて委員をさせていただきます。委員名簿の中では、「NPO政策研究所」というNPOとの協働を考える政策提言型のシンクタンクの理事の肩書きになっております。

私は、一昨年まで20年間神戸新聞におりました。そこで阪神・淡路大震災に遭遇し、市民活動・NPO・コミュニティビジネスなどを研究・実践してきました。また、最後は論説委員をやっておりました関係で、NPOと行政との協働のルールづくりなどを考える神戸市の研究会などに新聞社の代表として参加しておりました。

大阪市のほうはあまり存じ上げなかったのですが、同じ時期に、同じようなことで悩んでおられるなど感じました。市民活動団体と新興のNPOと地縁団体との関係をどう整理するのであるかとか、それをどう結びつけるのであるかとか、都市部では共通の課題のようです。

二つの質問があるのですが、一つは大阪市の市民局以外のセクションは、NPOに対してどういう視点を持っているのか。先ほどの諮問内容に、市民活動団体と行政との協働の推進指針というものがありましたが、これは全庁的な課題だと思います。

そうしますと指定管理・入札改革、これからの地方分権改革の受け皿として全庁的に取り組まないといけない課題だと思うのですが、説明の中では、コミュニティビジネスの支援の中で少し「産業振興」が出ている。それから、資料6-4でNPOからの公募提案型委託事業の中で関係先として都市計画とか保健福祉とかが入っているぐらいで、全庁的とはいえません。なぜこういうことを申しあげるかということ、別添のほうの提言でも担当部局のほうはご理解があると書かれていたと思うのですが、庁内で苦戦してらっしゃるのではないかと。NPOを下請け団体と見ていたり、市民の無償のお手伝いとして見ていたりするセクションもあるのかなと思います。そのあたりの課題とか現状を少しお話いただければ、一緒になってどうすれば全庁的な取り組みになるか考えていけると思います。

もう一つ、これは私は大阪市民ではないので失礼があったら申し訳ございませんが、平松ビジョンの3つの協働プロジェクト、ごみ減量と街頭犯罪と放置自転車ですか、これがNPOや中間支援団体の議論の中でどう展開するのかというのが、まだちょっと分かりにくい。NPOらしさ、NPOの良さというところのフィールドと今までごみ減量とか駐輪問題は、市民の間でのモラルとか地域住民団体が得意とするエリアでした。もちろん、地縁系の中だけでなくNPOも連携してできるかと思いますが、何故この3つのなのかというのが理解できないところです。以上です。

(矢田貝委員)

地域女性団体協議会から初めて参加させていただきまして、これまでご説明いただいた中で理解できるんですけど、取り立ててこういう運動をしてくださいますかとかこうあるべきとか、という質問ではなく、これから女性会としてどういうふうな取り組みをしていけるのか、皆さんがどういうふうな意見を出されるのか勉強させていただき、女性会の取り組みにつなげていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(三木委員)

三木でございます。私自身は弁護士として日常発生する事案に取り組んだりしておりますが、その傍ら市民活動にも関わっておりますので話をさせていただきます。

最近どのような活動をしているかと申しますと、NPOとの関係でいきますと大阪NP

○センターとの立ち上げに係わってNPOの悩みをお伺いしたり、支援させていただいたりしております。

最近消費者問題に係わっておりまして、昨年内閣府から適格団体として認証を受けて「消費者支援機構関西」という日本で二番目に消費者団体として適格を受けました。適格を受けると何が違うかということと消費者を代表して被害救済のための訴訟ができる。日本ではそういう類の訴訟制度は初めてであります。まあ二番目に認証を受けた団体であります。市と府の消費者部門の方々と協働という形でさせていただいているところであります。

懇話会以来、大阪市とは係わっているのですが、しばらく間があいておりましたので、その間どうなっていたのかと記憶の彼方にあるところなんですけど、先ほどざっと説明を受けて進みつつあるなという印象を受けました。

ただ一つ、先ほどから話されているところですが、一昨日ですか山内会長がやっておられる日本NPO学会の公開シンポジウムの中で、協働のテーマについて私の中で印象に残っているところでは、行政が協働として出したいものと民間が協働としてやりたいものとのギャップは大きいという話があったのですが、そういう観点で今回大阪市からご説明があったところについて、見ていきたいと思います。ちょっと「思いがずれているのではないか」とこういう印象を持っていますので、改善できればなと思います。

あと対象としたら、非常に幅広いなと思います。コミュニティビジネスとかボランティア活動的なものも対象になってきてますし、地縁型の運動もあればテーマ型のものもあって大阪市の限らず非常に幅広い対象の中でそれぞれに問題点もあり、その辺の議論・整理がもっと必要ではないかと思えますし、議論していければと思います。

(松浦委員)

NPO法人子ども盆栽の松浦と申します。

普段は子ども達と一緒にまちづくりを理解してもらうよう活動をしております。何故こういう活動をしているかということと30歳未満の若年者の立場の人たちの中で、何故働くのか分からない、自分の仕事で社会貢献したい、社会の役に立ちたい、実際社会の役に立つということが仕事で感じられないという人たちが、うちのNPOでもボランティアとして入ってくれています。私もまだ27歳で20代としての若者としての目線で発言ができればなと思います。

三つあるのですが、その若者目線というのが一つ目で、二つ目に予算が総額で71億ということでお聞きしたのですが、この間目にしたものにNPOの正職員の平均年収の額が出ていたのですが、177万円だったんです。それを単純に割ってしまうと4000人を雇えることになります。NPOの職員が4000人いるから何ができるかという問題もあるのですが、その71億を有効活用できるような形で事業展開できるようにしていただけたらなと思います。

もう一つは、新崎委員からお話のありました子どもということなのですが、私も子ども向けの支援をしておりますので、やはり子どもたちへ社会教育というものを重要視しております。行政と民間という違いはあれど、市民という立場であれば受け手になるだけでは

なく市民もまちづくりの担い手であるということを学校の中でも理解していただき、また働く中でまちを作っていく活動であったり非営利という活動についてもつながっていくということを理解してほしいと思います。

そういった中では小学校中学校あるいは先ほど話しにあった教育委員会との連携が大事であります。教育委員会の中では府教委と市教委の中で関係がまだまだ縦割り型になっているところでもあるので、そういった部分も少しずつ変えていくことによって市民協働を進める中で部署間でのつながりができていければいいなと思います。そういった視点でお話できればと思います。

(廣田委員)

廣田と申します。

普段は大阪市北区の駅前第3ビルのほうで、中小企業の役員をさせていただいております。

私は13年前に「なにわ商人塾」という中小企業の経営者の勉強会というものを大阪市のほうでやっておられたので、そちらに入会してこちらの会議室で入会式をさせていただきました。大阪市に何か役立つことができればということで入塾させていただいたんですが、結局のところお茶を濁すような活動しかできなかったところです。

その後は大阪青年会議所というところに所属してまして、単年度制で遊びのようなボランティアをしていた次第ですが、その後日本青年会議所の外郭団体であります「まちづくり市民財団」のファシリテーター養成講座のワークショップに参加させていただいております。その後ファシリテーターとしていろんなところを回らせていただきますと、皆さんは結構市政だよりとかをご覧になっていて、私は大阪市の住んでいたんですけど、読んでいなかったのであります。市政だよりを拝見して、こちらのほうに応募させていただいたところです。

まず、どのような活動をされているのか勉強しようと思い、大阪市のホームページなどで活動を拝見したら結局は基金のことをお決めになって、その後は何をされているんだろうと疑問に思ったものですから、応募させていただき、今日は大阪市民の代表として、こちらに座らせていただいております。

私の立場とすれば、まちの中小企業とすれば、いろいろなNPOなどの活動をされていても何をされているのか知らなくてこんなにたくさん団体があって、こんなに大阪市はやってらっしゃるのかと改めて驚きました。それまでは全く存じませんでしたので、是非、普通の会社員にも広く広報できるような方向性を探していただきたいなと思って参加させていただきました。

(早瀬委員)

ボランティア協会の早瀬と申します。

この審議会のテーマは大阪市の市民活動の推進に関することですが、資料4の指針前の段階から少し係わってきました。当時はまだ「支援」でしたが、懇話会の中では「協働」という考え方が出てきまして、楽市楽座の中でも委託の中で話があったかと思います。そ

の時にどんな議論をしていたかといいますと、千葉県の我孫子市が行政のしていることを民間が代行する提案をする仕組みを始めたときに、民間が何ができて何ができないのかを調べられるように、全部の事業の予算と担当者の人件費も含めて公表された。それが分からないと企画段階からの協働はできない。

大阪府でも同様の仕組みを導入し始めていますが、今回の議論の中では大阪市が主体的に協働関係を築いていこうとされていますから、新たな仕組みの導入を期待しています。

また今年2月に大阪ボランティア協会で、公認会計士さんたちの参画を得て、大阪府とNPOとの協働関係を調査し、本来の経費算出のあり方、間接経費の反映の仕方などを研究しました。これはホームページで公開しています。こういうことがルール化されていないといけない。

これらも含め、いわゆる協働ということに関する仕組みの整備や、市民協働の白書を作るとか審査機関を作るといった項目はあがるのですが、このあたりをどうするのか。

もう一つ、我々の任期は平成23年3月までの2年間で、その翌年度の平成24年3月にpiaNPOと私どもがいる大阪NPOプラザがちょうど同じ時期に廃止される予定となっています。今回の審議会の中で、拠点のあり方を議論していかないと間に合わないので、2010年度中に議論がされていないと非常に厳しい状況になります。piaNPOとNPOプラザの後をどうするのか。府市連携の時代でありますから、そのあたりも考慮して、どうやっていくのかと話し合う必要があると思います。

(山内会長)

私自身は、楽市楽座の報告書のころから係らせていただきまして、資料を見ていると当時かなり項目出しはできているんだな、できているにもかかわらず、進んだところは進んだんですが、手付かずのところは手付かずのままだなというのを反省をこめてお伺いしておりました。

ですから、今回できていないところはちゃんとやらなくてははいけない。我々の在任期間中はずっと不況だと思うので、財政の税収も回復することはないと思うので、協働というのはきれいごとではなくて、市のほうも血を出さずにはすまないと思います。さっき、外郭団体をどうするのかというのがありましたけど、そういうところもあわせて考えていかなければいけない。聖域なき見直しというのが必要なのかと思っております。

私は普段大学で教えておりまして、大学院生ともNPOとかソーシャルキャピタルとかコミュニティという議論が増えていまして、私が指導しているだけで30数名おりまして、首が回らない状態なんですけど、大阪市は中心区に総合大学がないので、さっき若者の視点という話もありましたが、大学生のアイデアというのも活用できるような仕組みを考えていければと思います。

(山内会長)

まずは一通りお話いただいた中で、質問がいくつか出てきましたので、お答えいただきたいと思います。

何人かの方からは、今後何を重点でやるのかというのもありましたが、それに関しては

次の議論にも係りますので、質問の部分だけ先にお聞かせいただければと思います。

(市民局長)

それでは私のほうから。楽市楽座の中にもあるのですが、地域との連携というテーマがあります。市民活動団体といっても、実はもともと地域型、地縁型というものと一般にテーマ型といわれているものがあります。

大阪市の市民局以外の他局は、私の意見として聞いていただきたいのですが、まさに地域型、地縁型との関係は非常に密接にされています。そういう意味では、そういった団体の方々の意見反映なり、行政との距離感というのはかなり近いと思います。NPOとの関係を行政から見ると、NPOがいらっしやって地域型の団体があったときに、この関係をどうすれば市民活動として推進している状況にあるのかというのが、実は実際やっている行政側とすれば、非常に難しいんですね。実はこの関係を上手に作っていかないといけないと考えている。今ほとんど行政から出ている、先ほどもあった3つの協働にも係りますが、地域の方にさあ一緒にやりましょうというお声掛けメッセージになっていて、メッセージとすればそっちのほうの主になっていると思うんです。安全、自転車対策、ごみ減量にしたって、もちろん局所的な部分にすれば、NPOが入ってくる部分もあると思うんですけど、大きくどこへ呼びかけているかといえば、地域の市民の皆さん、地域団体の皆さんに呼びかけているところかという部分があります。

それは、やれるとことからやりましょうとすぐやれるムーブメントはどこですかとか、これを取っ掛かりとして協働を発展させましょうという思いがあって、まずできるところからとして、地域とか地縁というふうにやっているわけです。大阪市との長い関係でいくと地域の方とは歴史的にいろんなことをやってきたという経過があって、今じゃあそれで全てできますかという、かなり負担になっている部分もありますし、何でもかんでも行政からいわれても困るという部分も出てきているのは事実です。その中で、どうしようかというのが大阪市が持っている一番難しい部分でもあります。そこをどうしていけばいいんだろうというのが、課題の一番深い部分です。その中で例えば、一般型とテーマ型とをどうしますかとか、マッチングはやってきたんですけど、形式的なマッチングで実践的なマッチングはできてないのではないかと私は思います。まさにそういう部分をそれをやっていく職員はどういう意識でやっていくか又は、どういう意識をもたせるかという目に見えるルールを決めたほうがいいんじゃないかと。例えばそういうルールを明示していかないと大阪市のような何万人もいるような組織では、市民局が少々何か言ったとしてもどうにもならないところです。

答えになっているかどうか分かりませんが、そこが一番の悩みでもあり、どのようなルールを作ったらいいのかわからない部分が多く、大きく言えばそこに尽きてくるのかと思います。ご質問にあった2つの部分については、言葉とすれば協働のルールづくりということで諮問させていただきましたが、実は地域型とテーマ型の団体がある中で、行政はどのように連携していくのか、そこの部分のありようというのが、各論的に問題点をあげるのは可能なんですけど、実はどうしていけばいいんでしょう、どういうルールを作っていけ

ばいいんでしょうというのには実は見えていない。地域に実は大阪市の場合は70%の町会加入があって、全国でいうと5割切っているところはかなりあるなかで、7割あるというのが逆にNPOとの関係でどのように連携するのかという難しい問題なのかもしれないと思っています。そういう部分も率直にお話させていただきたいと思います。

あとは、確かに有田委員がおっしゃったように事業を委託する場合に仕様書が細かすぎますねというのは確かにあって、事業委託しているのと同じになっているので、実は委託事業という協働を受けるときの人件費の見方をどうするというのには、NPOモードで作らないと、実は行政は民間委託している部分があってそれが統一仕様書として同じようなものが使われているのが現状であると思います。それは改めるべきであるというのがあれば、それはそれで別のものができるのではと思います。各論でいいますとそういう部分もあるのですが、結局その辺が三木委員のおっしゃった行政の出したいものと民間のやりたいことが違うという部分でも現れているのかもしれないかもしれません。放っておくと、下請け論のような考え方で続けていくことも十分考えられると思います。行政としては、コスト削減というのは常に背負っていますので、何の議論もしていけないとそっちに流れていく危険性を持っていると思います。そういうものとちょっと違う、ルールというものを定めていけばというふうに考えております。

(山内会長)

ありがとうございました。

これからどういう課題を優先して検討するのか、どういうことを重点にやっていくのかというのを議論していきたいのですが、先ほど早瀬委員のほうから拠点の話は待たないだというコメントがありましたので、これは3年後の話なのですが、実は1年後には見通しをつけておかなければいけない問題ですので、このあたりをどのように進めればいいのか。場合によってはワーキンググループを作って集中的に議論したほうがいいかと思うのですが、NPOプラザとpiaNPOと合せて8000平米ぐらいのものが3年後に失われるかもしれないということで、代替りの施設をどういうふうに見つけるかというのを、関係者もおられますが、自由に議論いただければと思います。

(有田委員)

piaNPOと大阪NPOプラザは設置の目的は全く違っています。piaNPOは港湾局の遊休ビルの地域活性化策として公募され、私たちがNPOビル構想を立て、ほかに競争相手がなく現在の状況となっています。一方、大阪NPOプラザは、大阪府のNPO活動活性化指針のNPOの拠点施設整備という提案を受けてつくられた施設です。

piaNPOは6年を経て、現在33団体が入居されています。私たちは拠点施設をつくったことがゴールではなく出発点としています。協働の拠点、コミュニティビジネスの拠点、人材育成、教育などの機能を持つ施設ということです。日本で一番大きなNPO施設なので、たくさんのNPOが集積することによる世界への発信もあります。実際に海外から視察もたくさん来られます。子どもたちも、修学旅行、社会科見学、大学のフィールドワークを含めたくさんの方々が見学にこられます。集積することで、NPOで働くという

ことがどういうことかが目に見える。入居NPOの分野も人権、福祉、環境と多彩ですし、20代から70代のシニアまで働いているというのはとても重要ではないかと思っています。

ただ、運営の課題はあります。入居団体からの相談業務多々あります。NPO法人はどうやって取ったらいいの、事業報告をどう作成したらいいのとか、ガバナンスをどうしていくのかなど、マネジメント支援が求められます。サポート機能だけでなく、コーディネート機能、調査研究機能などが拠点施設には求められると思います。入居団体にとっては、こういうところに入っているということが信用保証になって、会員が増えた、活動できる場が増えた、企業との協働が生まれたり、行政から助成金が取れたというように、発展・成長しているところもあります。

早瀬委員からご提案がありました拠点施設の検討をするのであれば、二つの施設でどういう成果があったか、課題は何であったかというのを考えていかなければならないと思います。施設の意義はあると思いますが、私どもが運営することが前提でなくていいので、どういう機能を持ち、どういう形態で運営すればいいのかということを含めて検討していただければと思います。

(市民局長)

piaNPOの関係も我々のほうも十分視野に入れております。経過はありますが、府の分も含めて府市連携とおっしゃってた部分もあってもこだわらないで、これくらいの面積プラスアルファを視野に入れてそれなりの場所を探したいと。正直申しあげて、ある程度場所については、我々も建設予算を取ってくるというのは不可能に近いのですが、一定のエリアで、例えば大阪の南北で2拠点ぐらいの形で何とか整理できないかというようなことは思っております。場所のほうについては、ある程度目途がついているところであります。そういった意味で機能論をやっていただきたい。既存の団体部分とインキュベーションという部分と多分2つぐらいに整理することも。行政がずっと支援していきますというやり方は、非常に厳しくなってくると思いますので、インキュベーションと一定のネットワークの拠点という位置づけが可能なのかということや、誰がその運営をしていくのがいいのかという部分を議論していただければ。場所がどこがいいというのを話し合われても、難しいことがあります。機能論をこちらの審議会にお預けしたほうがいいのかなと考えております。

(山内会長)

ファンクションの話は有田委員のところでは研究されていますので、その成果をここでご報告いただいたらどうかと思います。

(有田委員)

大阪NPOプラザができた頃から、全国にNPOの共同事務所施設が整備されていますが、まとまった情報がなかったので、国際交流基金の助成金をとって日米の施設研究を行い、今年度は全国の施設の調査をしています。代表的な施設の方に研究員に入らせていただき、今まとめていますので、現状と課題、どうあるべきかということをお示しできると思い

ます。

(山内会長)

次の審議会がいつになるか分からないですが、できるだけ早い時期に成果なりを発表していただきたいということでもよろしいでしょうか。拠点以外のことで何かないでしょうか。

(坂委員)

NPOとか社協の話もいろんな団体がきちんとチームを作ってボランティア情報センターも府と市にあると。

私たちの生活とか働いている立場から見ると、同じようなことをしているところが色々な場所にあって、それぞれの区で活動されていると感じるときがあります。

今回、この審議会で駄目かも知れないですが、同じ方向を向いてベクトルを持っているところの組織論を外の分野ですけど意見提起ができればと。それによって見えてくるのは地域とか地区単位で活動されているのが情報がまとまってくるので、私たちが働いた帰りに、どの時間帯に何人いるのか、あるいは教育・学校の運営の仕方は教育委員会との間でどう変わるかというのを、そういうことを達成できればNPOとか社協とか市民活動の部署とか重なっているところのあぶり出しからできればいいんじゃないかと思いました。

(松浦委員)

例えばお金というものがあるときに、単年度が問題になっているということなんですが、3年5年10年と子どもの問題であれば50年、この先どうするのかという話があったうえでこの1年2年の話だと思います。そのときに単年度だけではない、お金だけではない係わり方・協働というものを議論していただければと思っております。その内容をもうちょっと若者に見てもらえるように例えば公共広告機構がやっている分かりやすいメッセージにしたり、中小企業だったり、子どもたちに分かるような提言というものができればと思います。

(早瀬会長代理)

諮問書に市民活動団体と行政の指針等とあって、前回の審議会では提言はまとめたのですが指針が無い。推進機関との連携をどうするかとか広報をどうするかということをもまとめていければいいかと思います。

(有田委員)

先ほど、局長がお答えになったことが、市民活動に対する大きな壁ではないかと思えます。例えば、地縁型、地域型の活動において、行政が設立したり関与している団体と市民活動団体との整理、関係の見直しが必要ではないでしょうか。

(山内会長)

皆さんいろんな議論をされましたが、いろんな意味での縦割りの弊害というのが噴出していると思います。役所の中でも市民局とその他部局の関係における弊害とか地縁型との関係における弊害とかそのあたりは検討の中心になるかなと思います。

それで、いつまでに何をやらなければいけないというスケジュール的なことを事務局よりお願いします。

(市民活動担当課長)

資料7-1のところは、今説明してきたところを時系列的に並べさせていただいたところで、実質的には21年度22年度で何をしていくかというところで、一つは早瀬委員からもありましたように、指針というものをあげさせていただいています。

それ以外の施策については、先ほどからの議論の中で話し合われているところでありませうけれど、当面の工程は資料の7-2のところを書いておりますが、これはあくまでも22年度に何らかの予算反映をしていくには、21年10月ぐらいまでに何らかのご意見をいただければ、という工程です。もし22年度に早急に取り組んでほしいというものがありませんでしたら、21年10月ぐらいまでにご提言的なものをいただかないと22年度にはしんどいのではないかと思います。また、21年度でどうこうするものではなく、22年度にかけても議論していくというものでありましたら、この工程にとらわれることなく審議会をやっていく中で、22年度にこういうことをやっていきたいと思いますというにつままして、21年度のどこかの時点でご意見をまとめていただくかという部分になってくるかと思えます。

一つお話をいただいております活動の拠点というものは、22年度あるいは23年度までに形を整えられればよいものかもしれませんが、それに対し何らかの作業がいるということであれば、21年度の秋ぐらいに何らかの議論の方向性をまとめていただければと思っています。

協働の指針に関しましては、現時点では市の職員の意識醸成が十分ではなく職員へのアンケートをするにしても、趣旨が伝わらないといいますかまとめきれないと思っています。

全職員に対して共通の認識になるものを作っただけであれば、共通の認識としてどういうふうにしていけばいいのかという意識調査もできるのではと思っていますので、できれば指針のほうは早急に取り掛かっていただきたいと思えます。

漠然としていますますが、何かを10月までにまとめるためには、それに対してどのようなことをいつするのかといった工程であるかということをご理解いただければと思います。

(山内会長)

わかりました。2段構えということで、22年度予算に反映させることは今日含めてあと3~4回ぐらいで検討していくということで、残された問題については、腰を落ち着けて検討していくということでもあります。予算に反映されるという中には機構的なことも入っているところですが、私の住んでいる箕面市では、若手の課長などを発令して推進員としてその人たちがボトムアップしていくような機能をしております。箕面市のような10万人の市と大阪市ではぜんぜん違うと思いますが、アイデアとしてはそういうこともあるかと思えます。

(坂委員)

お金の話だけでなく、役所の中の話もあるということで、やはりまず調査とかアンケートとかしていく必要があると思えます。24区全部ではなく1つか2つかの区を取り上げてどんなことをしているのか、どんな団体があるのかといったこと。1箇所か2箇所をや

っていけばそういったやり方をしていけば手間もかからないと思いました。

(山内委員長)

坂委員のほうで、メモ出しをしていただければ。アンケートも時間がかかるので、先行して必要な議論はやってもいいかもしれないと考えています。

(坂委員)

市がやるだけではなく、関係者が集まることが必要だが、関係者が今までのやり方もあって、急に言われてもどうすればいいか、どんな活動をしているのかわからないので、私が求めているのは関係者を含めた話し合いが必要と考えています。

(市民活動担当課長)

次回までに、各区でどういう観点で市民協働にとりくんでいっているのかということをも2、3区の実例をお出しできればと思います。

(山内委員長)

次回以降もれていることがあれば。

(楠委員)

資料7-1、7-2にある今回何をしなければいけないのかという点ですが、今回諮問のNPOと行政の協働の推進指針というのがなくて、ある程度問題点の整理として現資料がならんでいるのだと思います。これができていて何ができてなくて、次にこれが足りないから、これをやらなければいけないというところを、できたら一枚ものにまとめた資料を出していただきたい。楽市楽座に書かれていることができていけば何も問題ないかと思いますが、現在の到達点が見えないというところで整理をお願いしたい。

(山内会長)

次回までにそういう資料を作っていただいて、できていけば○、できてなければ×ということを示していただければ。

基本的にはこういうスケジュールでやっていけばいいと思いますので、何をすればいいのかというのは、先ほどご提案のあった進捗状況確認表のようなものを作っていただければと思います。

それでは、想定していた事項はできたと思いますので、事務局に司会をお返ししたいと思います。

(市民活動担当課長)

ありがとうございました。

委員の皆さんからの難しい課題を聞いていながら、やはりこちらもどのようにしていけばと言うことについて良く分からないなというところもありましたので、できるだけ私どもも議論に参加しながらやっていきたいと思います。次回は5月の連休明けぐらいに2回目を開けるぐらいで日程調整をさせていただければと思っております。今いただいた議論は一定整理しながら、スケジュールにつきましては、事務局の担当係長よりご連絡させていただきたいと思います。

それでは、最後になりましたが松島市民活動担当部長のほうからごあいさつさせていた

だきたいと思います。

(市民活動担当部長)

本日は大変お忙しい中ご議論いただきまして、また大変厳しい大変貴重なご意見をいただきました。先ほど課長からもお願いしましたとおり、今後集中した審議をしていただくこととなりますが、山内会長をはじめ委員の皆さんに大変ご負担をお掛けすることになるかと思いますが、今後ともご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。